相模原市地域生活支援拠点等の整備について

相模原市高齢・障害者福祉課

障害者総合支援法における地域生活支援拠点等について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

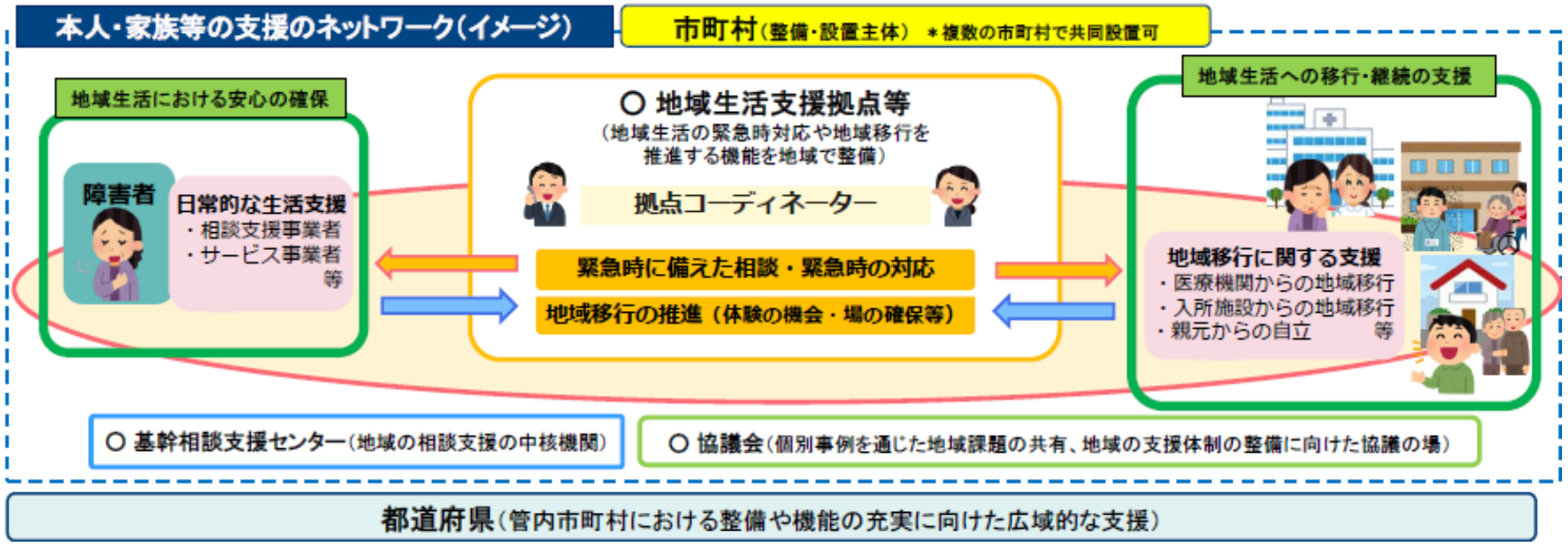
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の**障害者総合支援法第77条第３項**）】

① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保

② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等

③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

○市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
○都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。



厚生労働省資料より

相模原市の地域生活支援拠点等の体制図（緊急時対応）

緊急時のリスクが高い方を事前に
拠点対応ケースとして登録

本人＆家族

市役所閉庁時

日中

各区

高齢・障害者相談課

障害者相談支援キーステーション

基幹相談支援センター

ケースの進行管理（ケース会議の開催等）
※人材育成研修等の役割も検討

地域生活支援拠点等

中核機関

拠点コーディネーター

緊急一時入所

体験の場としての機能も備える

連携機関

在宅介護

短期入所

日中支援その他サービス

連携機関：令和9年度以降に整備予定

出口支援

在宅支援・施設入所・グループホーム入所等

・主に市役所閉庁時に**拠点コーディネーター**が緊急時の受入れ等を調整
・緊急時72時間までは拠点直営の**緊急一時入所**で受入れ（福祉サービスとは別の仕組み）。
・その後、**拠点コーディネーター**が障害特性に合わせた緊急支援の調整、出口支援を行う。

相模原市地域生活支援拠点等の体制についての考え方

平時からの支援の充実

●緊急事態の受け入れ・対応については、平時からの相談体制が充実していれば、地域生活支援拠点の緊急機能を利用する必要はない。

●計画相談支援事業所にまだ繋がっていない方や、安定した福祉サービス利用が出来ていない方もいる。

⇒短期入所等の体験の場の提供、福祉サービス利用の促しにより、平時からの必要な支援につなげる。
地域生活支援拠点は、そこまでのつなぎの役割を担う。

事前登録について

●平時での支援では、家族等の介護者が急遽不在となった場合に、本人のみで自宅で過ごすことが難しいなど、緊急時のリスクが高い方を対象に事前登録

●拠点コーディネーターは、事前登録者の緊急時の対応を行う。